

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

周南市

2 構造改革特別区域の名称

周南市ITキャリア人材育成特区

3 構造改革特別区域の範囲

周南市の全域

4 構造改革特別区域の特性

周南市は、平成15年4月21日、徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町の2市2町により、県内最初の合併を実現し、市域面積656km²、人口15万7千人の都市としてスタートした。

本市は、山口県の東南部に位置し、北に中国山地を背に、南に瀬戸内海を望み、島しょ部は、瀬戸内海国立公園区域にも指定されており、温暖な気候に恵まれ、豊かな自然を有している。

産業面においては、臨海部に、全国でも有数な石油化学コンビナートが立地し、港湾や道路などの優れた産業基盤を背景に、石油や化学、鉄鋼などの基礎素材型産業を中心に、製造品出荷額は1兆2千億円で、県内1位の約25%を占め、全国でも36位（2004年12月時点）に位置する工業都市である。

こうした中、本市が誕生した平成15年4月21日に「環境対応型コンビナート特区」の認定を受け、翌年4月1日には本市公共施設と企業間において全国初となる電力の特定供給を開始したほか、現在では企業間の枠を超えた取組みがなされている。

また、平成15年4月23日には徳山下松港が総合静脈物流拠点として「リサイクルポート」の指定を受け、さらに同年6月に地域再生計画として「周南市地球温暖化防止まちづくり計画」の認定を受けるなど、これを契機として、新たな環境関連産業の集積が期待されている。

企業立地で見ると、「周南市産業等活性化条例」や「周南市情報・通信産業等立地促進補助金」等のインセンティブ付与もあり、この4年間で11社が進出し、470人の雇用が生まれている。そのうち、情報通信産業で4社、175人の雇用が創出されており、今後も様々な業種・業態において、IT技術を活用できる人材が幅広く求められることが予想される。

新生「周南市」では、「市民の視点に立ったまちづくりの推進」、「市民と行政の協働によるまちづくりの推進」、「各地域の特性を生かしつつ新たな発展を促すまちづくりの推進」を基本理念とし、今後10年間のまちづくりの指針となる最初の総合計画「ひと・輝きプラン 周南」(平成16年12月)を策定した。

情報通信分野においては、本総合計画を受け、「便利で快適な市民生活を支える情報化」、「行政事務の効率化と高度化に向けた情報化」、「ICT(Information & Communication Technology)でつながる地域社会」を目標とした「周南市IT推進計画」(平成17年4月)を策定し、また、人材育成の観点から、本市と大学等の高等教育機関と共同で市民や学生を対象とした情報通信教育の講座を提供している。

ITをはじめとする情報通信技術は、飛躍的な進歩をみせており、本市においても地域経済を維持し、よりいっそう発展するためにも「高度情報化社会」への取組みがこれまで以上に必要とされている。

5 構造改革特別区域計画の意義

本市では、「初級システムアドミニストレータ試験」「基本情報技術者試験」の午前試験を免除する特例措置を適用することで、これらの国家試験受験者の負担を軽減し、資格取得者の増加により、高度な情報通信技術を有する人材の育成と輩出を図りたいと考えるものである。加えて、地域内での人材基盤を確実なものとし、企業側からも進出しやすい企業立地地域となることにより、コンビナートをはじめとする既存産業群や環境・情報産業など、多種多様な分野での就職率を上げるとともに、就職機会の創出と雇用の拡大にも繋がるものと期待される。

6 構造改革特別区域計画の目標

情報技術の活用は、情報産業のみならず、コンビナートを中心とする本市の既存産業群や近年増加傾向にある環境関連産業等の各産業分野においても必要不可欠であり、多くの有能な技術者が求められている。

特に本市のコンビナート地区は、東アジアを中心とする各国での先進的なコンビナートの形成により、国際競争が一段と激化している中で、インフラ面での競争やコスト面での競争は限界にきている。

このため、既存製造技術やノウハウを最大限に生かし、他のコンビナートと差別化した製品等の高付加価値化、研究開発、さらには、飛躍的に進展する情報通信技術への対応など、優秀な産業人材確保への対応が課題となっている。

今回の特例措置である、「初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験」の午前試験の免除により、受験者数の増加と合格率の向上による資格者増が見込まれ、より多くのITの専門知識や技術能力を有する人材の確保が期待できる。

こうした企業ニーズに応えることは、本市産業の維持・発展や新たな企業誘致にも繋がり、ひいては地域産業全体の活性化に繋がるものと期待される。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

今回の特例措置により、次のような社会的経済的効果が期待できる。

(1) 地域産業への貢献と人材育成

多くのIT系技術者を育て、地域へ排出することで、多種多様な地域産業へ貢献することが出来る。

(2) 新産業創出と企業立地に向けたインフラ整備

より多くのIT系技術者の輩出により、高度IT化へのインフラ整備が進むとともに、各企業の情報化の促進や新規産業の土壌となり、立地環境が向上する。

8 特定事業の名称

・ 1131(1143) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

・ 1132(1144) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に

関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 産学官連携、周南サテライトカレッジの共同運営

本市は、山口大学、山口県立大学、徳山大学、徳山工業高等専門学校、山口キャリアデザイン専門学校等の県内の高等教育機関と共同運営で、市民や学生を対象に資格取得のための様々な講座を提供している。

情報技術分野における人材育成においては、「ベンチャービジネス論(コンテンツ・ビジネス)」、「基本情報技術者のためのコンピューターシステムの基礎」、「初級システムアドミニストレータ合格講座」等の講座を共同で開催しており、今後は、企業の運営参画も視野に入れ、産学官連携による共同事業として拡充し、市民ニーズ、企業ニーズを適格に把握しながら、様々な分野で講座提供を行い、人材の育成に努める。

(2) 周南市民交流センター(ビジネスサポートコーナー)による起業家支援

「周南市市民交流センター」に、事業の開始から自立化まで支援し、高速インターネット接続回線も整備されたインキュベーション施設として、新幹線「のぞみ」も停車するなど利便性の高いJR徳山駅ビルに「ビジネスサポートコーナー」を設置し、起業家支援を行っている。

本センターには、隣接して「ハローワーク」があり、ワンストップでの就職相談や起業家支援を行っている。

別紙 1

1 特定事業の名称

1 1 3 1 (1 1 4 3) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を
免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 学校法人中央学院 山口キャリアデザイン専門学校

所在地：山口県周南市代々木通り 2 - 3 3

(2) 日本 C I W 普及育成協議会 (J A C C) [修了認定に係る試験の提供者]

所在地：東京都千代田区鍛冶町 1 - 5 - 7 江原ビル 5 F

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画が認定された日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

「初級システムアドミニストレータ試験講座」(C I W 併用コース)

別添資料 1 のとおり

当該講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

ア 民間資格を取得するための試験「C I W ファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「C I W アソシエイト」資格を取得した者で、かつ履修計画にある講座に 7 割以上出席した者に対し、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。

イ 有資格者に対し修了認定に係る試験を実施し、日本 C I W 普及育成協議会 (J A C C) の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。ただし、当該の試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) の審査によって認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

ア 修了認定に係る試験は、日本 C I W 普及育成協議会 (J A C C) が作成し、独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) の審査によって認定された問題を使用し、実施するものとする。

イ 上記アに関連し、当該の試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) の審

査によって認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施する。

ウ 修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特別区域内に指定した施設とする。

エ 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者のうち、日本C I W普及育成協議会（J A C C）が行うものとする。ただし、日本C I W普及育成協議会（J A C C）が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

オ 講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）に通知する。

（４）民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：「C I Wアソシエイト」

試験科目：「C I Wファンデーション」

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示す通り

	出題分野		試験項目
(A)	インターネットの概論	1	インターネット・コンセプト
		2	インターネット・インフラ
(B)	インターネットの利用	1	Web コンセプト
		2	Web サービスの利用
		3	データ・リサーチ
(C)	インターネットのメディア	1	オブジェクト・データ
(D)	セキュリティの技術	1	セキュリティ・リテラシー
		2	セキュリティ・マネジメント
		3	セキュリティ・テクノロジー
		4	ファイアウォール
(E)	eビジネスの設計	1	eコマース
		2	マネジメント・ナレッジ
(F)	ネットワークの基礎	1	ネットワーク・コンセプト
		2	ネットワーク・アーキテクチャ
(G)	ネットワークの設計	1	ネットワーク・コンポーネント
		2	ネットワーク・テクノロジー
(H)	インターネットワーキング	1	インターネット・アーキテクチャ
		2	ネットワーク・デザイン
		3	ネットワーク・マネジメント

	出題分野		試験項目
(I)	インターネットサービスの構成	1	サービス・コンポーネント
		2	サービス・コンポーネント
		3	サービス・コンポーネント
(J)	システムの開発	1	サーバサイド・スクリプト
		2	データベース
(K)	サイト開発の基礎	1	サイトデザイン・コンセプト
		2	HTML
(L)	サイト開発の実践	1	HTML コーディング
		2	HTML コーディング
		3	HTML コーディング
		4	HTML コーディング
(M)	サイト開発の応用	1	ツールの使用
		2	拡張言語テクノロジー
		3	拡張言語テクノロジー

当該民間資格を取得するための試験の使用言語：日本語

当該民間資格を取得するための試験の提供開始日：平成 1 3 年 6 月

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、内閣総理大臣の認定を受けた特別区域内において開設される講座の修了を認められた者が、当該認定講座の修了を認められた日から 1 年以内に、初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合には、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第 1 号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第 2 号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识を免除するものである。

別紙 2

1 特定事業の名称

1 1 3 2 (1 1 4 4) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 学校法人中央学院 山口キャリアデザイン専門学校

所在地：山口県周南市代々木通り 2 - 3 3

(2) 日本 C I W 普及育成協議会 (J A C C) [修了認定に係る試験の提供者]

所在地：東京都千代田区鍛冶町 1 - 5 - 7 江原ビル 5 F

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画が認定された日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

「基本情報技術者試験講座」(C I W 併用コース)

別添資料 2 のとおり

当該講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

ア 民間資格を取得するための試験「C I W ファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「C I W アソシエイト」資格を取得した者で、かつ履修計画にある講座に 7 割以上出席した者に対し、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。

イ 有資格者に対し修了認定に係る試験を実施し、日本 C I W 普及育成協議会 (J A C C) の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。ただし、当該の試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) の審査によって認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

ア 修了認定に係る試験は、日本 C I W 普及育成協議会 (J A C C) が作成し、独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) の審査によって認定された問題を使用し、実施するものとする。

イ 上記アに関連し、当該の試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) の審

査によって認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構（ＩＰＡ）が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施する。

ウ 修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特別区域内に指定した施設とする。

エ 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者のうち、日本ＣＩＷ普及育成協議会（ＪＡＣＣ）が行うものとする。ただし、日本ＣＩＷ普及育成協議会（ＪＡＣＣ）が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

オ 講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、独立行政法人情報処理推進機構（ＩＰＡ）に通知する。

（４）民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：「ＣＩＷアソシエイト」

試験科目：「ＣＩＷファンデーション」

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示す通り

	出題分野		試験項目
(A)	インターネットの概論	1	インターネット・コンセプト
		2	インターネット・インフラ
(B)	インターネットの利用	1	Web コンセプト
		2	Web サービスの利用
		3	データ・リサーチ
(C)	インターネットのメディア	1	オブジェクト・データ
(D)	セキュリティの技術	1	セキュリティ・リテラシー
		2	セキュリティ・マネジメント
		3	セキュリティ・テクノロジー
		4	ファイアウォール
(E)	e ビジネスの設計	1	e コマース
		2	マネジメント・ナレッジ
(F)	ネットワークの基礎	1	ネットワーク・コンセプト
		2	ネットワーク・アーキテクチャ
(G)	ネットワークの設計	1	ネットワーク・コンポーネント
		2	ネットワーク・テクノロジー
(H)	インターネットワーキング	1	インターネット・アーキテクチャ
		2	ネットワーク・デザイン
		3	ネットワーク・マネジメント

	出題分野		試験項目
(I)	インターネットサービスの構成	1	サービス・コンポーネント
		2	サービス・コンポーネント
		3	サービス・コンポーネント
(J)	システムの開発	1	サーバサイド・スクリプト
		2	データベース
(K)	サイト開発の基礎	1	サイトデザイン・コンセプト
		2	HTML
(L)	サイト開発の実践	1	HTML コーディング
		2	HTML コーディング
		3	HTML コーディング
		4	HTML コーディング
(M)	サイト開発の応用	1	ツールの使用
		2	拡張言語テクノロジー
		3	拡張言語テクノロジー

当該民間資格を取得するための試験の使用言語：日本語

当該民間資格を取得するための試験の提供開始日：平成 13 年 6 月

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、内閣総理大臣の認定を受けた特別区域内において開設される講座の修了を認められた者が、当該認定講座の修了を認められた日から 1 年以内に、基本情報技術者試験を受験する場合には、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第 1 号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第 2 号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基础知識を免除するものである。